

第5章 保険給付の適正な実施

第1節 保険給付適正化の現状

1 レセプト点検の効果率や効果額

保険医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に記載されている事項を点検・審査するレセプト点検については、審査支払機関である国保連合会で行われる一次点検と、審査支払後に市町村で行われる二次点検がある。

二次点検については、被保険者の資格確認、縦覧点検及び医科・調剤の突合点検等の内容点検を中心に、市町村の職員、レセプト点検員及び外部委託により、専門的な視点から点検業務を行っている。

平成27年度の1人当たり財政効果額は1,753円、内容点検効果額は614円で、上昇傾向にある。

【1人当たり財政効果額及び効果率】 (単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
群馬県	1,469(0.69%)	1,589(0.74%)	1,577(0.69%)	1,778(0.75%)	1,753(0.70%)
うち内容点検効果額	400(0.19%)	470(0.22%)	462(0.20%)	562(0.24%)	614(0.25%)
全 国	1,958(0.82%)	1,990(0.80%)	2,060(0.80%)	2,061(0.78%)	1,866(0.67%)
うち内容点検効果額	461(0.19%)	458(0.18%)	482(0.19%)	467(0.18%)	448(0.16%)

※ () 内は効果率

<国民健康保険事業実施状況報告>

2 柔道整復療養費に関する患者調査の実施状況

柔道整復療養費の適正化への取組の一環として、平成27年度は、11市町村で、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた患者等へ文書照会等での調査が実施された。

平成27年度の患者調査の県内実施市町村の割合は31.4%で、全国平均をやや下回っている。

【柔道整復施術療養費患者調査実施市町村数】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
群馬県	7(20.0%)	11(31.4%)	11(31.4%)	11(31.4%)	11(31.4%)
全 国	192(11.2%)	355(20.7%)	525(30.6%)	594(34.6%)	619(36.1%)

※ () 内は保険者に占める割合

<国民健康保険事業実施状況報告>

3 海外療養費の支給状況

海外療養費制度は、被保険者が海外渡航中に疾病の治療のために海外の医療機関等で治療を受けたとき、帰国後その費用の一部について払い戻しを受けられる制度であるが、全国で不正請求が数件発覚しているほか、各市町村の窓口でも対応に困る事例が生じているのが現状である。

平成27年度における海外療養費の支給件数は101件で、支給金額は4,188千円となっている。

【海外療養費の支給状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支給件数 (件)	136	188	114	176	101
支給金額 (千円)	5,778	7,213	3,294	4,398	4,188
単価 (千円)	約42	約38	約29	約25	約41

< 国民健康保険事業実施状況報告 >

4 第三者求償の実施状況

交通事故等の第三者の行為によって生じた傷病に対して保険給付を行ったとき、保険者はその給付の価額の限度において被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、この請求権を行使して第三者に求償している。

第三者求償を行うには、経験や専門的知見を要することから、本県では全ての市町村が国保連合会に求償事務を委託している。

また、全ての市町村が、平成28年3月に損害保険団体との連携を強化するため、損害保険団体と傷病届の作成・届出の支援に関する覚書を締結しているが、さらなる取組強化が求められている。

【第三者行為求償事務の取組市町村数（平成28年度）】

取組内容	市町村数
各種支給申請書から抽出	21
第三者行為が疑われるレセプトの抽出	32
被保険者への照会・調査等	34
関係機関との連携（情報提供）	11
広報事業	27
研修・勉強会への参加	27

< 国民健康保険事業実施状況報告 >

5 介護給付適正化システムから提供される情報を活用したレセプト点検の実施状況

医療保険と介護保険の審査については制度ごとに行われていることから、国保連合会の介護給付適正化システムから提供される医療保険と介護保険の突合情報を活用した効率的なレセプト点検の実施が求められている。

平成27年度における突合情報を活用したレセプト点検の県内実施市町村の割合は94.3%で、全国平均を上回っている。

【突合情報を活用したレセプト点検の実施市町村数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
群馬県	26(74.3%)	27(77.1%)	33(94.3%)	33(94.3%)
全 国	790(46.0%)	1,132(65.9%)	1,348(78.6%)	1,364(79.5%)

※ () 内は保険者に占める割合

< 国民健康保険事業実施状況報告 >

第2節 保険給付の適正化に向けた取組

国保財政の安定化には、保険給付の実務が法令に基づいて確実に行われることが必要であるため、県及び市町村等は、被保険者の資格管理を適切に行うとともに、次のような取組により、保険給付の適正化に努めるものとする。

1 保険給付の点検、事後調整

平成30年度以降も引き続き、保険給付の実施主体は市町村であり、レセプト点検は一義的に市町村が実施することになる。県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村が行った保険給付の点検を行う体制等について検討していく。

(1) 県による給付点検

国保情報集約システムにより、県内他市町村への転居後の請求情報について、県で把握することが可能になることから、同一医療機関で算定回数が定められている診療行為に係る給付等について、システムの整備状況に合わせて、県で給付点検を実施していく。

(2) 不正利得の回収等

監査等（平成30年度以降実施）の結果により判明した不正利得で、県内の複数の市町村にまたがるなど、広域的に処理することが効率的・効果的な返還金の徴収等につながる案件については、国での検討状況を踏まえ、市町村からの委託を受けて県が返還金の請求手続き等を行う仕組みについて、県と市町村が協議して検討を進めていく。

2 療養費の支給の適正化

(1) 柔道整復の施術に係る療養費の支給の適正化

< 市町村の取組 >

保険者点検や患者調査を実施し、支給の適正化に努める。

< 県の取組 >

定期的に市町村に対して指導・助言を実施し、市町村が判断に迷う事例等の問い合わせに適切に対応するとともに、必要に応じ、地方厚生局と連携して柔道整復師に対する指導等を実施することで、療養費の支給の適正化を図る。

なお、現在、国の社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、柔道整復療養費について様々な検討がなされていることから、柔道整復療養費に係る制度の見直し等が行われた場合には、市町村と県で連携し新制度に対応していく。

(2) あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの施術に係る療養費の支給の適正化

あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうに係る療養費（以下「あはき療養費」という。）については、「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて」（平成29年3月、社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会）が取りまとめられたことを受け、現在、国において、あはき療養費の不正対策や受領委任制度の具体的な検討及び準備が進められている。

< 市町村の取組 >

国の制度改正の動きも踏まえた上で、療養費の適正な支給に努める。

< 県の取組 >

市町村に対して、受領委任制度導入等の制度の見直しが行われた場合には、新制度に

則った支給ができるよう助言等を行うとともに、必要に応じて地方厚生局と連携するなどして療養費の適正な支給に努める。

(3) 海外療養費の支給の適正化

< 市町村の取組 >

「群馬県国民健康保険海外療養費申請内容の確認に関するガイドライン」（平成25年4月）に基づき申請内容の審査確認を行い、高額な申請（1件100,000円以上の申請）については、申請の状況や今後の対応方針を県に情報提供する。

< 県の取組 >

市町村から情報提供を受けて、市町村及び国保連合会と協議・検討を行い、適正な支給に努める。

また、不正が疑われる事例等は、県で集約の上、市町村及び国保連合会に随時情報提供を行う。

3 レセプト点検の充実強化

< 市町村の取組 >

市町村における二次点検は、レセプト点検員の配置又は国保連合会への委託により行っているが、点検技術のさらなる向上や、資格点検や第三者行為の確認等について担当職員の資質向上を図るなど、引き続き点検の充実強化に努める。

< 県の取組 >

医療給付専門指導員が、レセプト点検方法や事務処理体制等、各市町村の点検状況や課題の把握に努め、具体的な対策につながる効果的な指導助言を定期的・計画的に実施する。

また、各地域でのレセプト点検結果や点検方法等について情報共有を進めるほか、集団指導やレセプト点検研修会の充実強化を図り、点検技術向上や効果的・効率的な点検の実施を支援する。

4 第三者求償事務の充実強化

< 市町村の取組 >

(1) 傷病届の提出の励行

市町村は、被保険者から傷病届を受けることにより第三者に対して求償権を行使することが可能となることから、傷病届の未届出を解消するため次のような取組を行う。

ア 第三者行為の発見手段の拡充

- ・ 高額療養費や葬祭費等の各支給申請書への「第三者行為の有無」の記載欄の設定
- ・ 第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等の抽出及び被保険者への照会
- ・ 関係機関から情報の提供を受ける体制の構築

イ 被保険者への働きかけの強化

- ・ 傷病届の提出義務や医療機関等への申し出の必要性に関する広報の強化
- ・ ホームページにおける傷病届等の各種様式の提供

(2) 専門性を確保するための体制整備

- ・ 損害保険団体との連携強化
- ・ 第三者求償事務に係る研修会の活用

・国が囑託している第三者求償事務アドバイザーや国保連合会の専門員との連携強化

(3) 第三者直接求償の実施

損害保険等に未加入の場合には、第三者に対し直接請求を行う。

(4) 評価指標及び数値目標の設定

第三者求償事務に係る評価指標及び数値目標を設定し、計画的に求償事務の取組を進める。

< 国保連合会の取組 >

(1) 巡回訪問の実施

市町村の第三者行為の発見に係る取組を支援するため、国保連合会が市町村に対して提供している第三者行為の疑いリストの活用や、レセプト点検・消防署出動記録等からの発見方法について、市町村巡回訪問により周知する。

(2) 研修会の充実

市町村職員が、第三者求償事務に係る基礎から実践的な内容まで修得できる研修会を実施し、市町村の体制強化を支援する。

(3) 事業の範囲拡大

求償事務の処理範囲の拡大については、継続して実施に向けた検討を行う。

< 県の取組 >

国保連合会と連携し研修会を開催するとともに、市町村の設定目標や取組状況を確認し、定期的な指導・助言の実施や情報の集約・共有を行う。

5 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の促進に資する取組

被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金については、保険者、被保険者の負担の軽減を図ることから、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について（平成26年12月5日付け保国発1205第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」に基づき平成27年度から主に国保連合会に委託し保険者間調整を行っており、今後も被保険者が希望する場合等必要に応じて、保険者間調整の活用を図っていくこととする。

現在は、該当事例が無い場合も含め約4割の市町村がまだ保険者間調整を活用していないため、県や国保連合会は、定期的な研修の実施や事例集の作成による制度の周知、初めて利用する市町村に対しての申請書等の作成等に対する支援など、市町村が利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

また、被用者保険との保険者間調整については、全国健康保険協会（協会けんぽ）以外の保険者は国保連合会で取り扱えないため直接保険者間で行う必要があるが、必要に応じて県が調整・支援を行うものとする。

第3節 高額療養費の多数回該当の取扱い

県が国民健康保険の保険者となることに伴い、被保険者の住所の異動があっても、それが県内市町村間の異動であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合は、平成30年

4月以降の療養において発生した、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継いで通算する。

この取扱いが適正に実施されるよう、「国保情報集約システム」により、市町村における資格管理情報や高額療養費の該当情報等を県単位で集約・管理する。

また、世帯の継続性に係る判定の取扱いを次のとおりとする。

【世帯の継続性の判定】

- (1) 世帯の継続性の判定は、適用開始届に基づき、転入地市町村が行う。
- (2) 高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものと取扱った上で、家計の負担軽減を図ることを目的としていることから、世帯主に着目して世帯の継続性を判定することを原則とする。

【判定基準】

(1) 一の世帯で完結する住所異動について

単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認める。

一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 他の市町村国保加入者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の市町村国保加入者数が変わらない場合の住所異動

※単なる転入及び世帯主変更が該当

イ 他の市町村国保加入者を含む世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の市町村国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動

※出産、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得、又は、死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失が該当

(2) 一の世帯で完結しない住所異動について

世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。